特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
6	障害者福祉の法内制度に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北区は、障害者福祉の法内制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北区長

公表日

令和7年10月10日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	障害者福祉の法内制度に関する事務
②事務の概要	障害者総合支援法、児童福祉法等に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・障害児通所支援給付等に関する事務 ・障害児相談支援に関する事務 ・身体障害者手帳交付事務 ・別議等給付に関する事務 ・訓練等給付に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳交付事務 ・特別障害者手当等に関する事務 ・自立支援医療(精神通院医療)に関する事務 ・自立支援医療(精神通院医療)に関する事務 ・自立支援医療に関する事務 ・自立支援医療に関する事務 ・計画相談支援に関する事務 ・計画相談支援に関する事務 ・強病医療費等に関する事務 ・地域生活支援事業に関する事務 ・地域生活支援事業に関する事務 ・地域生活支援事業に関する事務 ・地域生活支援事業に関する事務 ・地域生活支援事業に関する事務
③システムの名称	総合福祉システム、北区共通基盤システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

障害者福祉ファイル

3. 個人番号の利用

1. 番号法 第9条第1項 別表の8,9,20,21,22,51,67,107,131の項 第9条第2項

法令上の根拠

- 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第7,8,11,12,14,25,38,60,71条
- 3. 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 13,14,15,16,37,38,39,40, 【情報提供の根拠】 14,15,16,19,20,29,42,48, 2. 番号法第19条第8号に 【情報照会の根拠】 第1516,17,18,39,40,41,4 【情報提供の根拠】	基づく主務省令第2条の表 41,75,92,93,109,144,145,146,158の項 49,53,76,77,80,81,103,125,141,145,146,155,158の項 基づく主務省令 2,43,77,94,95,97,121,146,147,148,160条 50,51,55,78,79,82,83,115,127,143,147,148,157,160条

5. 評価実施機関における	5. 評価実施機関における担当部署 (1997年) 1997年 - 19					
①部署	福祉部障害福祉課					
②所属長の役職名	障害福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所総務部総務課文書係(第一庁舎3階3番) 03-3908-8624					
8. 特定個人情報ファイルの	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所福祉部障害福祉課障害福祉係(第一庁舎1階4番) 03-3908-9085					
9. 規則第9条第2項の適用	Ħ []適用した				

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		茜]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書] ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	点項目評価		及び重点項目評価書 及び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情	青報提供ネットワークシステム	ムを通じたえ	し手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	-
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	
4. 特定個人情報ファイルの)取扱いの委託			[O]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワーク	システムを通	iじた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	-
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[特に力を入れている	1	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて	

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録業務に係る横断的なガイドラインを遵守している。 また、人手が介在する局面で人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・マイナンバー入りの書類は施錠できる書棚に保管することを徹底している。 ・事務取扱者に対し、定期的に情報セキュリティ研修を実施している。					

9. 監査		
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する	教育•啓発	
従業者に対する教育・	啓発 [特に力を入れて行っている	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
11. 最も優先度が高	いと考えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考 る対策	 <選択肢> 1)目的外の入手が行われ 2)目的を超えた紐付け、事 3)権限のない者によって不 4)委託先における不正な信 5)不正な提供・移転が行れ 6)情報提供ネットワークシャ 	事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 下正に使用されるリスクへの対策 使用等のリスクへの対策 つれるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 ・滅失・毀損リスクへの対策
当該対策は十分か【再	掲】 [特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	室とは別に設置している。加えて るには、事前に登録した顔認証: 脈認証が必要となっている。 また、情報提供ネットワークシス	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末を執務 て、情報提供ネットワークシステム接続端末の設置してある部屋に入室す が必要であり、情報照会端末にログインする際にも事前に登録した指静 、テムのアクセスログを記録している。 いら、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「特に力を入れている」

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の 根拠	第9条第2項に基づく条例改正又は制定を行う 予定	削除	事後	その他の項目の変更のため 事前の提出と公表が義務づけ られていないから。
平成28年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の 根拠		3. 個人番号利用等条例 第4条 を追加	事後	その他の項目の変更のため 事前の提出と公表が義務づけ られていないから。
平成28年12月27日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更のため 事前の提出と公表が義務づけ られていないから。
平成28年12月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更のため 事前の提出と公表が義務づけ られていないから。
平成29年12月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更
平成29年12月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更
平成31年3月20日	1 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り 巻く事務 ②事務の概要	小児慢性特定疾患治療研究事業に関する事務	小児慢性特定疾病医療費に関する事務	事後	その他の項目の変更のため 事前の提出と公表が義務づけ られていないから。
平成31年3月20日	I 関連情報 4.個人番号の利用 ②法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項 別表第一の 7,8,11,12,14,34,47,84,98の項	1. 番号法 第9条第1項 別表第一の 7,8,11,12,14,34,47,84,97の項	事後	その他の項目の変更のため 事前の提出と公表が義務づけ られていないから。
平成31年3月20日	I 関連情報 4.情報ネットワークシステムに よる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報照会の根拠】 9,10,11,12,20,22,23,24,25,53,67,68,69,85,108,109, 110,120の項 【情報提供の根拠】 10,11,12,15,16,19,26,27,28,31,54,55,56の 2,57,79,87,106,109,110,116の項	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報照会の根拠】 9,10,11,12,20,22,23,24,25,53,67,68,69,85,108,109, 110,119の項 【情報提供の根拠】 10,11,12,15,16,19,26,27,28,31,54,55,56の 2,57,79,87,106,109,110,116の項	事後	その他の項目の変更のため 事前の提出と公表が義務づけ られていないから。
平成31年3月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更
	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当 部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長 田中 英行	障害福祉課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年5月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用 ②法令上の根拠	 番号法 第9条第1項 別表第一の 7,8,11,12,14,34,47,84,97の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第7,8,11,12,14,25,38,60条 個人番号利用等条例 第4条 	 番号法 第9条第1項 別表第一の 7,8,11,12,14,34,47,84,97の項 第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第7,8,11,12,14,25,38,60条 東京都北区行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律に 基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提 供に関する条例第4条第1項 	事後	情報連携根拠法令修正
令和1年5月28日	I 関連情報 4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報照会の根拠】 9,10,11,12,20,22,23,24,25,53,67,68,69,85,108,109, 110,119の項 【情報提供の根拠】 10,11,12,15,16,19,26,27,28,31,54,55,56の 2,57,79,87,106,109,110,116の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第8,9,10,14,16,17,18,27,38,55条 【情報提供の根拠】 第12,19,20,21,22,28,29,30,31,42,44,53条	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報照会の根拠】 9,10,11,12,20,22,23,24,25,53,67,68,69,85,108,109, 110,119の項 【情報提供の根拠】 10,11,12,15,16,19,26,27,28,31,54,55,56の 2,57,79,87,106,109,110,116の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第8,9,10,14,16,17,18,27,38,55条 【情報提供の根拠】 第12,19,20,21,22,28,29,30,31,42,44,53条 3. 番号法第19条第8号	事後	情報連携根拠法令修正
令和1年5月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更
令和1年5月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月22日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更
令和2年10月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更
令和3年10月27日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更
令和3年10月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更
令和3年10月27日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報照会の根拠】 9,10,11,12,20,22,23,24,25,53,67,68,69,85,108,109, 110,119の項 【情報提供の根拠】 10,11,12,15,16,19,26,27,28,31,54,55,56の 2,57,79,87,106,109,110,116の項 3. 番号法第19条第8号	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報照会の根拠】 9,10,11,12,20,22,23,24,25,53,67,68,69,85,108,109, 110,119の項 【情報提供の根拠】 10,11,12,15,16,19,26,27,28,31,54,55,56の 2,57,79,87,106,109,110,116の項 3. 番号法第19条第9号	事後	定期的な見直しによる変更
令和4年10月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当 部署 ①部署	健康福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年10月4日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取 り扱いに関する問い合わせ	北区役所健康福祉部障害福祉課障害福祉係	北区役所福祉部障害福祉課障害福祉係	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年10月4日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更
令和4年10月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月4日	I 関連情報 3.個人番号の利用 ②法令上の根拠	第9条第2項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第7,8,11,12,14,25,38,60条	 番号法 第9条第1項 別表第一の 7,8,11,12,14,34,47,84,98の項 第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第7,8,11,12,14,25,38,60,71条 	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
		3. 東京都北区行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律に 基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提 供に関する条例第4条第1項	識別するための番号の利用等に関する法律に		
令和4年10月4日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報照会の根拠】 9,10,11,12,20,22,23,24,25,53,67,68,69,85,108,109, 110,119の項 【情報提供の根拠】 10,11,12,15,16,19,26,27,28,31,54,55,56の 2,57,79,87,106,109,110,116の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第8,9,10,14,16,17,18,27,38,55条 【情報提供の根拠】 第12,19,20,21,22,28,29,30,31,42,44,53条 3. 番号法第19条第9号	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報照会の根拠】 9,10,11,12,20,22,23,24,25,53,67,68,69,85,108,109,110の項 【情報提供の根拠】 10,11,12,15,16,19,26,27,28,31,54,55,56の 2,57,79,87,106,109,110,116,120の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第8,9,10,14,16,17,18,27,38,55条 【情報提供の根拠】 第12,19,20,21,22,28,29,30,31,42,44,53,59の3 条 3. 番号法第19条第9号	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
令和5年11月14日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更
令和5年11月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月14日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報照会の根拠】 9,10,11,12,20,22,23,24,25,53,67,68,69,85,108,109,110の項 【情報提供の根拠】 10,11,12,15,16,19,26,27,28,31,54,55,56の 2,57,79,87,106,109,110,116,120の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第8,9,10,14,16,17,18,27,38,55条 【情報提供の根拠】 第12,19,20,21,22,28,29,30,31,42,44,53,59の3 条 3. 番号法第19条第9号	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報照会の根拠】 9,10,11,12,20,22,23,24,25,53,67,68,69,85,108,109,110の項 【情報提供の根拠】 10,11,12,15,16,19,26,27,28,31,54,55,56の 2,57,79,87,106,109,110,116,120の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第8,9,10,10の2,14,15,16,17,18,27,38,38の2,38 の3,43の3の2,55,55の2,55の3条 【情報提供の根拠】 第9,10,10の2,11の2,12,13の 2,19,20,21,22,28,29,30,31,42,44,53,55の2,55の 3,59の2の2,59の3条 3. 番号法第19条第9号	事後	定期的な見直しによる変更
令和6年5月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更
令和6年5月27日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	定める命令 第7,8,11,12,14,25,38,60,71条 3. 東京都北区行政手続における特定の個人を	識別するための番号の利用等に関する法律に	事後	個人番号の利用拠法令修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報照会の根拠】 9,10,11,12,20,22,23,24,25,53,67,68,69,85,108,109,110の項 【情報提供の根拠】 10,11,12,15,16,19,26,27,28,31,54,55,56の 2,57,79,87,106,109,110,116,120の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第8,9,10,10の2,14,15,16,17,18,27,38,38の2,38 の3,43の3の2,55,55の2,55の3条 【情報提供の根拠】 第9,10,10の2,11の2,12,13の2,19,20,21,22,28,29,30,31,42,44,53,55の2,55の3,59の2の2,59 の3条 3. 番号法第19条第9号	146の項 【情報提供の根拠】 14,15,16,19,20,29,42,48,49,53,76,77,80,81,103,12 5, 141,145,146,155,158の項 2. 番号法第19条第8号に基づく主務省令	事後	情報連携根拠法令修正
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更
令和7年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更
令和7年10月10日		1. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 13,14,15,16,37,38,39,40,41,75,92,93,109,144,145,146の項 【情報提供の根拠】 14,15,16,19,20,29,42,48,49,53,76,77,80,81,103,125,141,145,146,155,158の項 2. 番号法第19条第8号に基づく主務省令 【情報照会の根拠】 第1516,17,18,39,40,41,42,43,77,94,95,97,121,146,147,148条 【情報提供の根拠】第1516,17,18,21,22,31,44,50,51,55,78,79,82,83,115,127,143,147,148,157,160条 3. 番号法第19条第9号	146,158の項 【情報提供の根拠】	事前	個人番号の利用拠法令修正